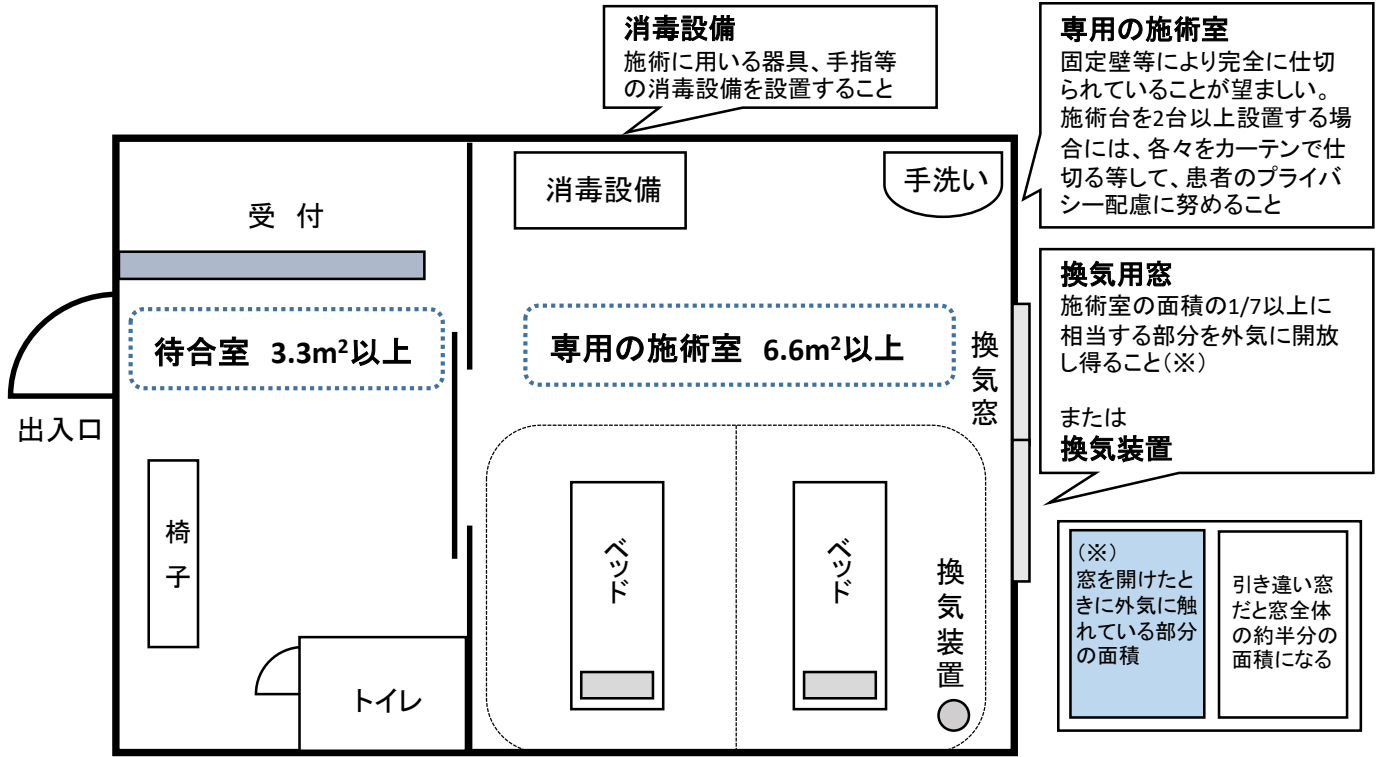


施術所平面図(作成例)

1. 「あん摩マッサージ指圧、はり、灸」または「柔道整復」のいずれか一方の施術所とする場合



2. 「あん摩マッサージ指圧、はり、灸」と「柔道整復」の両方の施術所を併設する場合

※各々の施術室の構造設備は、1と同じ考え方です。

